

文京区公式フェイスブック運用ポリシー

25 文企広第 248 号 平成 25 年 6 月 28 日企画政策部長決定

1 目的

本ポリシーは、ソーシャルメディア活用ガイドラインに基づき、文京区が開設するフェイスブックページ（以下「公式ページ」という。）の運用に関する事項を定めることを目的とする。

2 基本ポリシー

公式ページは、文京区のできごと、報道発表資料等の情報を発信することを通じ、区の取組について理解を深めていただくとともに、利用者の利便性を高めることをポリシーとする。

3 用語の定義

この運用ポリシーにおいて、次に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) フェイスブック インターネットを利用して文章や写真を不特定多数に公開する手段をいう。
- (2) アカウント フェイスブックを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (3) シェア 自分の近況や撮った写真、お気に入りのサイト等を、他のアカウントと共有することができるフェイスブックの機能
- (4) 「いいね！」機能 他のアカウント又はページの内容に対し、肯定的な意思を表示し、自らのアカウントとつながりを持つことができるフェイスブック機能。

4 運用方法

公式ページは、企画政策部広報課が管理し、以下のとおり運用することとする。

(1) アカウントの取得

公式ページのアカウントは、企画政策部広報課が取得し、本アカウントにより情報発信を行う。ただし、各課において区民等との双方向のコミュニケーションが必要とされ、かつ、フェイスブックの特性を生かすことで、より効果的な事業展開が可能と判断される業務がある場合は、個別アカウントの取得及びその運用について、広報課長と所管課長が協議し決定する。

(2) 発信する情報

公式ページでは次の情報を発信することとする。

- ア 区ホームページに公開されている「文京区のできごと」「お知らせ・催物」「報道発表資料」に関する情報
- イ 災害発生時の施設被災状況、水位情報その他の区民生活にとって緊急かつ重要な情報

ウ その他文京区に関連する区民のニーズの高い情報や周知する必要性が高い情報

(3) 発信する上での留意点

公式ページで情報を発信することについては、次の点に留意することとする。

ア 誤解を与えないよう、わかりやすく簡潔な情報発信に努めること。

イ 信頼性が確保できない情報や重要施策の意思形成過程の情報を発信しないこと。

(4) 発信手順

公式ページから発信する情報の選定及び文章等の作成は広報課が行う。ただし、区ホームページで公開されている情報で、所管課がフェイスブックでの発信を希望する場合は、その旨を広報課に依頼することができる。

(5) 他のフェイスブックページへのコメント等

公式ページでは情報発信のみを行うものとし、区以外のフェイスブックページやアカウントへのコメントは行わない。また、公式ページに対するコメントへの返信コメントも行わない。

(6) 他のフェイスブックページ等に対するシェア及び「いいね！」機能の使用

公式ページでは、区政情報の発信に必要とされる機能のみを使用し、区以外のフェイスブックページやアカウントに関するシェア、「いいね！」機能等は使用しない。ただし、特に広報課長が必要と認めたものは、この限りでない。

(7) なりすまし等への対応

広報課は、公式ページを区ホームページに掲載し、なりすましでないことを証明する。また、なりすましを発見した場合は、区ホームページにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

5 投稿の削除

他のユーザーによる次に定める内容を含む投稿を禁止するとともに、広報課は、これらの投稿を予告なく削除することとする。

(1) 法令等に違反する内容又は違反する恐れがある内容

(2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの

(3) 政治、宗教活動を目的とするもの

(4) 著作権、商標権、肖像権その他の区又は第三者の知的所有権を侵害するもの

(5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの

(6) 人権、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの

(7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容

(8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なるうわさやうわさを助長させるもの

(9) 本人の承諾なく個人情報に特定、開示又は漏えいする等プライバシーを侵害するもの

(10) 有害なプログラム等

(11) わいせつな表現等を含む不適切なもの

(12) その他区が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンク

6 運用ポリシーの周知、変更等

本ポリシーの内容は、区ホームページに掲載し、周知する。また、本ポリシーは、必要

に応じて変更するものとし、その場合は、変更した旨を区ホームページ等を通じて周知する。